

「第5回社員総会」

平成20年度「事業報告」及び「決算報告」を承認

社団法人日本スポーツ吹矢協会の第5回社員総会は、6月18日（木）東京・銀座3丁目の銀座会議室8Fにて、全国から社員27名（委任状36名）が出席し行なわれました。

議事進行にあたっては、司会に荒木諭氏、議長に桑原旌氏を選出し、以下の議案について、審議されました。（要旨）

- 【第1号議案】 平成20年度事業報告の件
（平成20年度入会者数、地域支部設立数
＜上級＞公認指導員認定数等の件を含む）
- 【第2号議案】 平成20年度決算報告の件
- 【第3号議案】 協会人事及び協会本部職員体制の件
- 【第4号議案】 公益法人制度施行に伴う関連事項について
- 【第5号議案】 新会員証発行と入会申込書一部変更について
- 【第6号議案】 障がい者年会費制定の件
- 【第7号議案】 「公認指導員養成講習会」地方会場増設の件
- 【第8号議案】 カルチャー教室等に関する規約の一部改訂の件
- 【第9号議案】 公認研修所ほととの運営に関するシステム変更の件
- 【第10号議案】 ハワイ総支部設立3周年記念行事の件

【第1号議案】 平成20年度事業報告の件

小田部文俊理事・総務部長より、高齢者、障がい者やジュニアを対象とした公益事業活動の推進や広く普及・振興を図ったことが報告され、入会数 2,734 人、新規地域支部 128 支部であること、級・段位は 7,489 名が取得、公認指導員は 223 名、上級公認指導員 79 名が認定されたことも合わせて報告されました。（「事業報告書」は別掲）

【第2号議案】 平成20年度決算報告の件

山田宏敬高幹事より報告がなされ、議長による採決の結果、賛成多数により承認可決されました。（「正味財産増減計算書」は別掲）

【第3号議案】 協会人事及び協会本部職員体制の件

中村一磨専務理事より、6月13日付けで濱野吉秀氏の理事退任の申し出を受理した旨の報告があり、また協会人事が発表されました。

協会人事

●正社員 <新任>

秋田県 奈良 生八
神奈川県 米長 勝洋

●県協会長 <新任>

秋田県 奈良 生八
神奈川県 米長 勝洋

●教育普及推進委員 <新任>

広島県 寺本 定美
千葉県 志賀 賢治
神奈川県 米長 勝洋
秋田県 奈良 生八
兵庫県 四ノ宮 晃
熊本県 古閑 重矩

●昇段審査委員 <新任>

熊本県 田中 信義
東京都 横田 芳子
茨城県 石堂 明

●ジュニア育成部 <新任>

ジュニア育成部幹事 清水 恭一
ジュニア育成部幹事 清川 裕子

ジュニア育成部幹事	三枝 法子
ジュニア育成部幹事	宮崎 すみ子
ジュニア育成部幹事	杉田 政男
ジュニア育成部幹事	鈴木 新三
ジュニア育成部幹事	櫻井 一良

【第4号議案】 公益法人制度施行に伴う関連事項について
中村専務理事より、公益社団法人申請への取り組みについて説明がなされました。

平成20年12月1日より公益法人改革3法施行により、一般社団法人と公益社団法人に区別され、(社)日本スポーツ吹矢協会は、公益社団法人としての申請を進めています。定款をはじめ、基本的内部規定の改定など、臨時理事会及び社員総会を開催して移行の手続きを進めていくことになりました。

【第5号議案】 新会員証発行と入会申込書一部変更について
高橋健常務理事より、新たに会員証をプラスチック製とし、入会申し込みについては今後、身分証明書や顔写真の提出を廃止する旨、承認可決されました。

今まで、入会時に入会申込書提出時に提出された顔写真を貼付し、手書きによる会員証を発行してきましたが、「新・会員証」に移行します。
新会員証は、①プラスチック製 ②顔写真は貼付しない。(提出された写真は入会申込書に貼付し保管する) ③新会員証は表面は会員ナンバー、裏面は本人記入欄として、氏名、性別、入会年月日の項目を設ける。
また入会手続きについても、今後は身分証明のコピー及び写真の提出は不要になります。

【第6号議案】 障がい者年会費制定の件
荒井和子理事より、障がい者の年会費3,000円から1,500円に減額し、平成21年7月1日より施行する旨の報告がなされ、承認可決されました。

障がい者(公的機関発行の障害者手帳を交付されている方)の年会費が、これまでの一般会員と同額の3,000円から、1,500円になります。さらに、家族会員制度を適用する場合は1,000円となります。
なお、障がい者の会費の適用については、(1) 身体障害者手帳 (2) 療育手

帳（３） 保険福祉手帳 の障害者手帳の交付を受けている者とし、入会に際しては障がい者手帳のコピーを提出することになります。

※ 障がい者競技会の参加費は、現行どおり 2,000 円です。

※ 既に当協会の会員は、平成 21 年 7 月 1 日以降の年会費更新時に各障害者手帳のコピーを提出した場合、1,500 円の適用を受けます。

【第 7 号議案】 「公認指導員養成講習会」 地方会場増設の件

横田博文常務理事より、平成 22 年度より、従来の東京、大阪、福島、福岡の 4 会場に加え、広島、秋田、富山、北海道の 8 会場で受講できるようにする旨の報告がなされ、承認可決されました。

事前に協会本部に申請すれば受講者が希望する会場で受講することができます。

東京会場	東京、千葉、埼玉、神奈川、茨城、栃木 群馬、山梨、静岡、愛知、三重、岐阜
大阪会場	大阪、兵庫、京都、奈良、和歌山、滋賀、 四国
福島会場	福島、宮城、山形
福岡会場	福岡、長崎、佐賀、熊本、大分、宮崎、 鹿児島、沖縄、山口
広島会場	広島、岡山、島根、鳥取、四国
秋田会場	秋田、岩手、青森
富山会場	富山、新潟、長野、石川、福井
北海道会場	北海道全域

【第 8 号議案】 カルチャー教室等に関する規約の一部改訂の件

小田部理事より、説明がなされ、承認可決されました。

カルチャー教室等における教室開催に関する契約や公認指導員への講師依頼及び講師料等について、また、カルチャー教室の受講生が本協会に入会する場合の規約の一部を改訂しました。主な改訂点は、●協会から担当公認指導員に支払われる講師料が、1回2,000円に達しない場合はその差額を協会本部より、担当公認指導員に支払うこととし、最低1回2,000円の保証を受けることとなります。●カルチャー教室にて審査できる段位については、講師の段位審査資格に準ずるが、昇段試験の開催可能段位は三段までとなります。(四段以上については地域支部、本協会、ほっとで受験する)またカルチャー教室に講師以外の審査員を呼ぶことはできません。●カルチャー教室にて段・級位試験を受験する際の受験料は、原則として無料とします。7月1日より施行します。

【第9号議案】 公認研修所ほっとの運営に関するシステム変更の件
小田部理事より、説明がなされ、承認可決されました。

① 6月1日より、予約申し込み先が「吹矢の宿 ほっと」に変わりました。
またそれに伴い、利用規則も一部変更になります

② 7月1日より、ほっとでの受験が一部変わります

●受験可能段位は四段までとなります

●受験回数は、1泊2日を基準とし14時～18時、翌日6時～8時、9時～10時の時間帯の中で受験は3回までとなります。

※4回以上の受験は不可になりますのでご注意ください

連泊の場合も、改めて1泊2日の基準をあてはめます

●研修会参加時等の受験希望者には空き時間を利用して1回のみ受験が可能となります。

【第10号議案】 ハワイ総支部設立3周年記念行事の件

小田部理事より、日米交流大会、設立3周年記念懇親会等の記念行事の概要説明がなされ、承認されました。